

「愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度」 の概要【平成23年度】

木造住宅の建設促進と地域材の利用拡大を図ることを目的とし、自らが居住するため、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入される方が、住宅の主要部材に50%以上の地域材を利用し、指定金融機関融資を受ける場合に5年間の利子補給が受けられる制度。

<対象者>

自らが居住するために、一戸建住宅を県内で新築又は購入する者

<対象住宅>

在来工法又は枠組壁工法により建設される木造住宅
 県内に事務所のある施工業者により建設される住宅
 住宅部分の床面積が75㎡以上の住宅
 地域材を住宅の主要部材に50%以上利用する住宅

<対象融資>

指定金融機関の融資（証券化支援事業融資も可）

<えひめ優良木造住宅加算>

長期優良住宅の認定を受けている住宅で住宅性能表示制度「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合する住宅を建設される場合には、利子補給の加算が受けられる。（対象枠：70戸）

指定金融機関で申込みをする以前に、あらかじめ特定行政庁から長期優良住宅の認定を受け、「高齢者等への配慮に関すること」の等級3においては地方局・土木事務所において設計審査（設計住宅性能評価書がある場合は不要）を受けておく必要がある。

<利子補給の内容>

基本融資額分の残元金のうち利子補給対象額（800万円上限）に地域材利用率に応じた適用利率（1%・1.2%・1.4%）の割合で算出した額と、えひめ優良木造住宅加算額分の利子補給対象額（500万円上限）に年1.5%の割合で算出した額の合計が利子補給金となる。

利子補給期間は5年間で、半期ごとに交付額を決定し金融機関を通じて交付する。

地域材利用率	利子補給額	
	基本融資額 800万円（上限額）	えひめ優良木造住宅加算額 500万円（上限額）
50%以上 70%未満	適用利率	1.0%
70%以上 90%未満		1.2%
90%以上		1.4%
		1.5%

参考 1戸あたり利子補給額（借入額、利率、借入期間等によって金額の変動あり）

基本融資額：38万円～53万円 / えひめ優良木造住宅加算額：35万円

地域材を90%以上使用して、えひめ優良木造住宅加算を受けた場合に最高で88万円

<指定金融機関>

(株)伊予銀行、(株)愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会、愛媛信用金庫、四国労働金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫

<対象戸数>

350戸（年度毎の利子補給申込戸数）